

令和2年(2020年)4月20日

京田辺市留守家庭児童会等を利用されている
保護者の勤務先事業者様

京田辺市教育委員会
教育長 山岡弘高

緊急事態宣言の発令に伴う留守家庭児童会等の対応について

平素は、本市教育行政並びに学校（園）教育活動の推進に格別のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大され、京都府は其中で感染拡大の防止策を重点的に行う必要がある「特定警戒都道府県」に位置付けられています。

それに伴い、4月17日に本市留守家庭児童会および小学校預かり教室、幼稚園預かり保育をお子様を利用されている保護者の皆様に、特定の職種（医療従事者及び社会の機能を維持するための職種）並びに特別な事情がある場合以外、ご家庭での保育をお願いしたところです。

事業者の皆様におかれましては、こうした状況にご理解をいただき、留守家庭児童会等を利用されている児童等の保護者の休暇取得等について、特段のご配慮をいただきますようお願いを申し上げます。